

ID: 0445

担当部署:経済観光部 産業戦略課

処分の概要	企業立地奨励金の交付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市企業立地促進条例 第3条		
例 規 番 号	平成27年条例第33号		
【根拠条文】 第3条及び長門市企業立地促進条例施行規則第9条の規定による。 (奨励措置) 第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、事業所の設置を行う事業者に対し、企業立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。 ○長門市企業立地促進条例施行規則 (奨励金の交付決定) 第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付及び額を決定し、企業立地奨励金交付決定通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。 【基準】 根拠条文、第 2 条、第 4 条及び長門市企業立地促進条例施行規則の規定による。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所 製造業、情報サービス業その他規則で定める事業の用に供するために必要な施設（事業に関連する施設を含む。）をいう。 (奨励措置対象者の指定) 第 4 条 市長は、事業所の設置を行う事業者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業者を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。 (1) 投下固定資産総額が 1 億円（中小企業者にあつては 5,000 万円。ただし、市内中小企業者にあつては 3,000 万円）以上であること。 (2) 新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が 5 人（中小企業者にあつては 3 人）以上であること。 (3) 市税等を完納していること。 2 市長は、前項の指定をする場合に、公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日